

飯塚市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和4年7月4日

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市条例第12号

飯塚市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

飯塚市特別用途地区建築条例(平成22年飯塚市条例第33号)を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)	
特別用途地区 の種類	建築してはならない建築物	特別用途地区 の種類	建築してはならない建築物
大規模集客施設 制限地区	(略)	大規模集客施設 制限地区	(略)
相田特別用途 地区	法別表第2(は)項に掲げる建築物以外の建築物		
幸袋特別用途 地区	法別表第2(ほ)項に掲げる建築物		
横田特別用途 地区	法別表第2(ほ)項に掲げる建築物		
立岩特別用途 地区	法別表第2(ほ)項に掲げる建築物		
芳雄町特別用 途地区	法別表第2(ほ)項に掲げる建築物		
飯塚特別用途 地区	1 法別表第2(へ)項第1号から第5号に掲げる建築物 2 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発		

売所、場外車券売場その他これらに類する用途で  
政令で定めるものに供する建築物でその用途に供  
する部分の床面積の合計が3千平方メートルを超  
えるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。